

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第75項及び第76項手数料の金額の欄を次のように改める。

1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「認定申請手数料額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額	
ア	1戸
a	住宅を新築する場合 13,000円
b	その他の場合 19,000円
イ	1戸を超え5戸以内
a	住宅を新築する場合 28,000円
b	その他の場合 38,000円
ウ	5戸を超え10戸以内
a	住宅を新築する場合 48,000円
b	その他の場合 66,000円
エ	10戸超
a	住宅を新築する場合 90,000円
b	その他の場合 118,000円

1戸につき 次のアからエまでに掲げる認定申請手数料額。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額

ア 1戸

- a 住宅を新築する場合 50,000円
- b その他の場合 72,000円

イ 1戸を超え5戸以内

- a 住宅を新築する場合 121,000円
- b その他の場合 172,000円

ウ 5戸を超え10戸以内

- a 住宅を新築する場合 197,000円
- b その他の場合 280,000円

エ 10戸超

- a 住宅を新築する場合 394,000円
- b その他の場合 555,000円

1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を変更認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額

ア 1戸

- a 住宅を新築する場合 13,000円
- b その他の場合 19,000円

イ 1戸を超え5戸以内

- a 住宅を新築する場合 28,000円
- b その他の場合 38,000円

ウ 5戸を超え10戸以内

- a 住宅を新築する場合 48,000円
- b その他の場合 66,000円

エ 10戸超

- a 住宅を新築する場合 90,000円
- b その他の場合 118,000円

1戸につき 次のアからエまでに掲げる変更認定申請手数料額。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額

- ア 1戸
 - a 住宅を新築する場合 50,000円
 - b その他の場合 72,000円
- イ 1戸を超え5戸以内
 - a 住宅を新築する場合 121,000円
 - b その他の場合 172,000円
- ウ 5戸を超え10戸以内
 - a 住宅を新築する場合 197,000円
 - b その他の場合 280,000円
- エ 10戸超
 - a 住宅を新築する場合 394,000円
 - b その他の場合 555,000円

別表第1第83項を第85項に、同表第82項を第84項とし、同表第81項の次に次の2項を加える。

<p>82 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又は建築物省エネ法第36条第2項に規定する基準について、評価機関が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)まで</p>
---	--

- に掲げる金額をそれぞれ加えた金額
- ア 住宅以外の用に供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの
 - a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
 - b 床面積が300平方メートル以上のもの 28,000円
 - イ 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの
 - a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
 - b 床面積が300平方メートル以上のもの 28,000円
 - ウ 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの
 - a 一戸建ての住宅 6,000円
 - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。） 13,000円
 - c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円
 - エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの
 - a 一戸建ての住宅 6,000円
 - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 13,000円
 - c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円
 - オ 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下「複合建築物」という。） 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからエに掲げる金額を合計した金額

(2) その他の場合

次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 93,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 154,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 237,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 381,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 38,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 42,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 77,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 124,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円

b 床面積が200平方メートル以上であ

	<p>る一戸建ての住宅 22,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 40,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 65,000円</p> <p>オ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>
<p>83 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又は建築物省エネ法第36条第2項に規定する基準について、評価機関が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、性能基</p>

<p>(2) その他の場合</p>	<p>準によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 一戸建ての住宅 3,000円 b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,000円 c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円 <p>エ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからウに掲げる金額を合計した金額</p> <p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積が300平方メートル未満のもの 46,000円 b 床面積が300平方メートル以上のもの 77,000円 <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積が300平方メートル未満のもの 118,000円 b 床面積が300平方メートル以上のもの 190,000円 <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積が200平方メートル未満の一
-------------------	---

	戸建ての住宅 19,000円
	b 床面積が200平方メートル以上である戸建ての住宅 21,000円
	c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 38,000円
	d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 62,000円
	エ 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからウに掲げる金額を合計した金額

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）等の改正により既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認定制度が創設され、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行により性能向上計画認定制度及び基準適合認定・認定表示制度が創設されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。